

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 佐々木 揚

論文題目 清末中国における日本観と西洋観

本論文は、洋務運動期として区分されている1860年頃から90年代初頭までの清朝末期の中国において、異なる位置にある官僚（士大夫）たちがどのような日本観と西洋観を抱いたかという点を、同時代史料に基づき、彼らの対外観そのものを明らかにするという目的から、克明な実証的検討を加えた論考である。

この視角によって明らかにされた点は、1) 李鴻章に代表される清朝官僚の日本観は、明治維新前後の日本の国内事情と対外進出志向を「日本の自強」と「日本の脅威」という両面から見ており、自強は高く評価するものの、脅威に関しては、明代の倭寇の故事を根拠とし、日本が朝鮮の併呑を狙っており、中国の安全にとって英・仏・米よりも危険である、という見方の存在が明らかにされる。また、この時期、清朝は日朝関係の実相を把握していなかったという指摘がなされる。これは、対外観の歴史的交錯と現実認識のズレを明らかにしたものとして重要である。2) 清末に最初の常駐外交使臣としてイギリスに駐在した郭嵩燾の中国観、西洋文明観ならびに日本観が検討され、郭嵩燾の士大夫批判が論ぜられる。郭嵩燾は、南宋以降の士大夫の言論が中国に破滅をもたらしたという独自の歴史観を形成したことが強調される。同時に郭嵩燾が西洋の事物に注目しており、渡英の直前には、中国は西洋の科学技術のみならず、その基礎にある「政教」をも学ばねばならぬという主張が分析される。3) 1880年代末、清朝が中下級官僚の中から選考した遊歴官の外国事情調査報告が検討される。そこでは、彼らが、諸外国を文化なき夷狄と見做してはいないこと、中国の政治や社会に関し、郭嵩燾のような批判的な見方は存在していないこと、諸外国の政体について、外国人宣教師や鄭觀應・王韜らの著作に由来する「君主」「民主」「君民共主」という政体三分法が用いられていたこと、憲法に関して、スウェーデンとフランス第三共和制の憲法の一部、及び大日本帝国憲法の全文が紹介されたが、憲法の意味や役割は理解されていなかったことなどが、研究史上始めて明らかにされた。

加えて討論された点は、1) 郭嵩燾の対外観の検討に関する連して、王船山が洋務派に対して与えた影響、2) 郭嵩燾の全体像をより明らかにさせていくこと、3) 中国の対日観は、日本と朝鮮の関係認識に比べ、重要度が低いと見做されているのではないか、4) 対日観のみではなく、周辺を全体として捉える課題、などである。しかしこれらの項目は、全く稿を新たにして今後に論すべきテーマでもあり、本論文において分析された清末の対外観の重要性に関する議論をいささかもそこなうものはない。本審査委員会は、上記のような画期的な成果を上げていることに鑑み、本論文が博士（文学）の学位に十分に相当するものであると判断する。